

公 告

次の書類については、次の理由により送達不能でした。ついては、当該書類は東広島市長が保管していますから、いつでも送達を受けるべき者に交付します。
地方税法第20条の2第2項の規定により公告します。

令和8年9月28日

東 広 島 市 長

送達すべき書類名	送達を受けるべき者		理 由
	氏名（名称）	住所（所在地）	
令和8年度 市民税・県民税 ・森林環境税 納税通知書1件	池田 俊昭	東広島市高屋町郷579番地9	居所不明のため
令和8年度 市民税・県民税 ・森林環境税 納税通知書1件	後藤 隆裕	東広島市八本松南七丁目9番9号	居所不明のため